

デジタル時代の競争を考える ⑤

長崎大学准教授 井畠 陽平

反トラスト法を所管する当局も、G A F A 提訴に動き始めました。ある行為が反トラスト法に違反するかどうかの判断基準は後に触れるとして、ここでは主要な事例を紹介します。

2020年10月、連邦司法省と一部の州が、グーグルを連邦地裁に提訴しました。検索エンジンを用いた「検索サービス市場」や、「検索連動広告サービス市場」での競争が取り上げられています。

訴えによると、グーグルはスマートフォン向けの基本ソフト（O S）であるAndroidをメーカーに無償で提供し、高いシェアを保持しています。一方でメカーナーなどに競合するアプリ

広がるG A F A 提訴の動き

リの事前インストールを禁止し、グーグルの検索アプリを最も目立つ位置に表示して消費者が容易に削除できないようにしました。さらに、競合するブラウザでもグーグル検索が初期設定となるような長期的契約を締結するなど、競合相手の成長を妨げ、市場での競争を害したとされています。

また、20年12月には連邦取引委員会（F T C）と一部の州が、フェイスブックを連邦地裁に提訴しました。ここでは、「個人向けSNSサービス市場」が取り上げられています。

訴えによると、フェイスブックは競争上、脅威となりうるサービスを提供していったライバル企業（画像共有サービスのインスタグラムと、対話サービスのワッ

ツアップ）を標的として買収し、自社の展開するサービスに取り込みました。

その結果、自社サービスを改善して競争することなくその規模を拡大しました。またアプリ開発業者に対し、フェイスブックのプラットフォームに接続する条件として、競合機能の開発や他のS N Sサービスのプロモーションを行わないよう求めるなど、競合しそうなサービスの成長の芽を摘むことで市場での競争を害したとされています。

さらに、アップルに対してもアプリ開発業者が提訴しました。アップルの公式アプリストアだけでしかアプリ配信をできないようにした上で、アプリ開発業者に不当に高い手数料を課しているとしています。